

各 都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）
の実施について

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）（以下「シルバー事業」という。）の実施については、平成12年6月12日付け労働省発職第124-2号「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）の実施について」の別紙「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）で通知されたところであるが、本事業の実施に当たっては、当該実施要領によるほか下記によることとしたので、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）によるシルバー事業の円滑な実施のための指導、援助等について遺漏なきを期されたい。

記

1 シルバー事業の内容

シルバー連合は、高年齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」を実現するため、多くの高年齢者に対し就業機会を確保・提供することが重要である。

そのため、次の事業については、実施要領の5のシルバー事業の一環として、実施するものとする。

(1) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施

少子高齢化に伴い今後、労働力の大幅な減少が見込まれるなか女性の社会進出の後押し、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材センターにおける育児分野、人手不足分野等での高年齢者の活躍の場の創出を推進していくため、別紙1「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業実施要領」のとおり事業を実施する。

(2) 安全・適正就業対策推進事業の実施

就業機会の提供を受けようとする活動拠点の会員たる高年齢者（以下「高年齢退職者」という。）の安全な就業は事業運営の基本であり、就業中の事故あるいは就業場所への途上や帰宅の途上における交通事故等は全力をあげてその防止に努めなければならないこと、シルバー連合は、公

的な目的に基づいて設立された法人であり、法令遵守の徹底及びシルバー事業の理念に基づく適正な事業運営が求められていることから、安全・適正就業対策についての体制整備を図るとともに、高年齢退職者への安全意識の徹底とその高揚、的確な安全・適正就業指導の実施等、実効ある安全・適正就業対策の推進に努めるため、次の業務を行う。

① 共通事項

- イ 安全・適正就業推進計画及び通勤途上事故防止計画の策定
- ロ 安全・適正就業に係る講習・研修の実施
- ハ パンフレット等を利用した意識啓発
- ニ 就業実態の把握及び指導のための巡回指導

② 安全就業に関すること

- イ 事故原因の特定、分析及び迅速な情報共有
- ロ その他安全就業のために必要な事項

③ 適正就業に関すること

- イ シルバー事業の基本的仕組みの高年齢退職者、その家族、発注者、地域住民等への周知
- ロ 契約書等の自主点検
- ハ その他適正就業のために必要な事項

(3) 契約見直しに係る説明への対応（令和6年度補正予算繰越分）

フリーランス新法の趣旨を踏まえ、フリーランスに位置づけられる会員がフリーランス新法による保護を受け、安心して就業できる環境を整備するために行う契約方法の見直しについて、民間企業等の発注者に対する丁寧な説明に努め、理解を得ていくために必要な人力的支援を行う。

(4) 介護分野就業機会促進事業の実施

高齢化の進行により、各地域における介護分野の労働力不足がさらに見込まれている。このような中で、シルバー人材センターが介護事業の周辺業務を担うことにより、安心して暮らすことができる魅力的な地域づくりの推進につなげるため、別紙2「介護分野就業機会促進事業実施要領」のとおり事業を実施する。

2 シルバー事業で取り扱う仕事の範囲等に係る留意事項

平成28年9月9日付け職発0909第2号「シルバー人材センター適正就業ガイドラインの作成について」別添「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」により適正就業の徹底を図るとともに、特に以下の点に留意すること。

(1) シルバー連合は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第38条第1項第1号の業務の実施に当たっては、主として地域社会の日常生活に密着した仕事であって、一般の職業安定機関での職業紹介には馴染まないものを取り扱うものであり、その趣旨に沿わない次のような仕事は取り扱わないものとする。

- ① シルバー事業が行われる地域において、一般的に常用雇用、日雇、パートタイム、家内労働等により労働者等が雇用され又は就業している仕

事で、シルバー事業で取り扱うことにより労働者等の雇用又は就業の場を侵食したり、労働条件等の低下を引き起こしたりするおそれのある仕事

- ② 事故が発生した場合に、シルバー連合の損害賠償額が多額となることが見込まれる仕事
- ③ 危険又は有害な作業を内容とする仕事
- ④ その他シルバー事業の目的にふさわしくない仕事

(2) 仕事を受注する場合の基本的姿勢

シルバー事業の実施主体であるシルバー連合は、次の事項に留意の上、仕事を受注することとする。

- ① 受注する仕事については、できるだけ家庭、民間事業所等から確保するよう努めることとし、地方公共団体からの仕事に過度に依存する運営にならないよう努めること
- ② 受注する仕事の対価については、地域における類似の仕事の対価に比べ著しく低くならないように配慮すること

(3) シルバー連合における会員拡大の留意点

高齢化が進展する中で、シルバー事業は、高年齢者の多様な就業機会の確保という面や、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるという面から、地域社会における役割が益々高まっている現状を踏まえ、人手不足分野や現役世代を支える分野で活躍する会員を拡大するための取組や、男性に比べて入会者が少ない女性の会員を拡大するための取組を推進すること。

(4) 高年齢退職者に対する仕事の提供に係る留意点

- ① シルバー連合は、高年齢退職者に対して、受注した仕事を、能力と希望に応じて公平に提供するように配慮すること
- ② シルバー連合が高年齢退職者に対して仕事を提供するに当たっては、次の事項に配慮すること
 - イ 仕事の内容を明示するとともに、必要に応じて適切な助言を行うこと
 - ロ 高年齢退職者へ仕事を提供する際は、提供の形式（請負、委任、派遣、職業紹介）に応じた留意点を適切に説明し、周知徹底すること

(5) 法令遵守に係る留意点

シルバー連合は、依頼を受けた仕事の内容について、実態として発注者と高年齢退職者との間に指揮命令関係が生じることが見込まれる場合は、職業紹介事業又は労働者派遣事業の対象として取り扱うなど、法令遵守を徹底し、かつ就業機会が失われることのないよう、適切に対応することとする。

また、職業安定機関の職業紹介によることが適切なものについては、公共職業安定所等に取り次ぐなど職業安定機関その他関係機関と緊密な連携を図ることとする。

3 その他

シルバー連合は管轄する活動拠点に対し、シルバー事業実施に際し必要な支援を行う。

また、仕事の依頼があっても、対応できる会員が不足していること等により受注することが困難な場合については、求人充足サービスの一環として、発注者に対して受注できる可能性のある外部の団体を紹介するなど、地域の関係機関等との連携に努めること。

シルバー事業に関し、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

(参考) 本通達の改正経過

職 発 第 0401012 号	平成 14 年 4 月 1 日
職 発 第 0401003 号	平成 15 年 4 月 1 日
職 発 第 0401008 号	平成 16 年 4 月 1 日
職 発 第 1104001 号	平成 16 年 11 月 4 日
職 高 発 第 0401001 号	平成 17 年 4 月 1 日
職 発 第 0403011 号	平成 18 年 4 月 3 日
職 高 発 第 0402018 号	平成 19 年 4 月 2 日
職 高 発 第 0331009 号	平成 20 年 3 月 31 日
職 高 発 第 0331004 号	平成 21 年 3 月 31 日
職 高 発 第 0325 号	平成 22 年 3 月 25 日
職 高 発 0406 第 2 号	平成 24 年 4 月 6 日
職 高 発 0516 第 1 号	平成 25 年 5 月 16 日
職 発 0324 第 10 号	平成 26 年 3 月 24 日
職 発 0409 第 4 号	平成 27 年 4 月 9 日
職 発 0331 第 41 号	平成 28 年 3 月 31 日
職 発 0329 第 32 号	平成 29 年 3 月 29 日
職 発 0330 第 14 号	平成 30 年 3 月 30 日
職 発 0329 第 63 号	平成 31 年 3 月 29 日
職 発 0327 第 20 号	令和 2 年 3 月 27 日
職 発 0128 第 6 号	令和 3 年 1 月 28 日
職 発 0326 第 15 号	令和 3 年 3 月 26 日
職 発 0325 第 6 号	令和 4 年 3 月 25 日
職 発 1228 第 1 号	令和 4 年 12 月 28 日
職 発 0328 第 14 号	令和 5 年 3 月 28 日
職 発 1206 第 8 号	令和 5 年 12 月 6 日
職 発 0329 第 36 号	令和 6 年 3 月 29 日
職 発 1220 第 8 号	令和 6 年 12 月 20 日
職 発 0331 第 43 号	令和 7 年 3 月 31 日

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業実施要領

1 目的

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業は、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）の本部（以下「連合本部」という。）及びシルバー連合の活動拠点（以下「活動拠点」という。）が、人手不足分野・現役世代を支える分野で高齢者に就業する機会を提供し、①高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会の維持・発展等を推進するものである。

2 実施主体

実施主体は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 44 条第 1 項に基づき都道府県知事の指定を受けたシルバー連合とする。

3 事業の内容

連合本部及び活動拠点において、人手不足分野・現役世代を支える分野で就業する機会を開拓し、高齢者へ提供するため、以下の業務を実施する。

- （１）地域の高齢者に関する調査（人口、就業ニーズ等）
- （２）就業に関する連絡や相談
- （３）過去の受注履歴、労働力需給が逼迫している職域、会員の希望・能力等の分析に基づく戦略的な企業・家庭等の訪問による就業先の開拓
- （４）今後受注し得る職域の調査・研究
- （５）職域の拡大（特に育児分野、人手不足分野等のホワイトカラー層向け）
- （６）地域イベント等への参加による広報活動
- （７）具体的な就業機会を広く公表し、当該就業機会の提供を受けたい者を募集する取組の実施
- （８）就業を希望する会員に対して必要な知識・技能を付与することを目的とした講習・セミナーの実施
- （９）マッチング機能強化に資する取組の実施
- （１０）その他当該分野における就業機会の拡大に資するもの

4 国の助成

国は、予算（雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分））の範囲内において、本事業の実施に要する経費の一部を補助するものとする。

5 その他

- （１）本実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- （２）本事業に関し、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

介護分野就業機会促進事業実施要領

1 目的

介護分野就業機会促進事業は、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）の活動拠点（以下、「活動拠点」という。）において、人手不足となっている介護分野の周辺業務における切り出しを行うことで、高年齢者に対して介護分野の担い手としての新たな就業機会を提供するものである。

2 実施主体

実施主体は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 44 条第 1 項に基づき都道府県知事の指定を受けたシルバー連合とする。

3 事業の内容

本事業は、人手不足となっている介護分野の業務について、その周辺業務の切り出しと発注の提案を行う介護プランナーを活動拠点に配置し、切り出した周辺業務の発注を促進するためのトライアル奨励金を活用することにより、高年齢者に対して新たな就業機会を提供するものである。

なお、トライアル奨励金は、次の（１）及び（２）のすべての条件を満たす契約における、当該契約の始期から起算して１ヶ月分の配分金相当額を対象とするものとする。

- （１） トライアル奨励金の対象となる契約の始期から起算して１ヶ月が経過した後も、当該業務の受注が継続されるものであること。なお、同一の業務内容の契約を改めて結ぶこととしても差し支えないが、改めて結んだ当該契約は（２）によりトライアル奨励金の対象外となる。
- （２） 当該業務を受注した時点において、過去１年以上にわたり当該発注者からの仕事の受注がないこと。

4 事業計画等

- （１） 本事業を実施する活動拠点は、別添１「介護分野就業機会促進事業 実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を、高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第５条第１項に基づく交付申請書又は第６条第１項に基づく変更交付申請書に添えて提出するものとする。
- （２） 本事業のうちトライアル奨励金の活用実績については、別添２「介護分野就業機会促進事業実績報告」を、交付要綱第 11 条第１項に基づく補助事業実績報告書に添えて提出するものとする。

なお、トライアル奨励金を活用した発注者との契約書の写し等の書類を、交付要綱第 16 条第２項における証拠書類として適切に保管しておくこと

とする。

5 事業経費の補助

国は、予算（高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分））の範囲において、本事業の実施に要する経費の一部を補助するものとする。

6 その他

- （１）本実施要領は、令和７年４月１日から適用する。
- （２）本事業に関し、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

(別添1)

介護分野就業機会促進事業 実施計画書

(活動拠点名) _____

1. 地域の介護分野の状況分析及びこれを踏まえた事業の計画について

2. 地域の介護分野において切り出しが想定される周辺業務及びその受注の見込みについて

3. 1及び2を踏まえた介護プランナーの配置及び活動について

「介護分野就業機会促進事業実績報告」 ((元号) 年度分)

(補助事業者名) _____

NO	全シ協 会員コード	活動拠点名 (略称)	契約期間		切り出し業務の内容	就業会員数 (単位：人)	契約額 (単位：円)	契約額のうち トライアル奨励金額 (単位：円)
			自	至				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

(注) 切り出し業務ごとに記載すること。